

現場代理人の常駐義務緩和に関する事務取扱要領

平成 27 年 3 月 23 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、富里市全ての執行機関の発注する工事（以下「富里市発注の工事」という。）において、富里市建設工事請負契約約款第 11 条第 2 号に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐を要しない期間等)

第 2 条 次の各号に該当するいずれかで、発注者と請負者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている場合は、現場代理人の常駐を要しないものとする。ただし、発注者が工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合に限る。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。
- (2) 工事を全面的に一時中止している期間。
- (3) 工場製作のみが行われている期間。
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。
- (5) 請負金額が 200 万円未満の工事。

(現場代理人の兼任の対象となる工事)

第 3 条 富里市発注の工事で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められるもののうち次の各号の条件を全て満たす場合に現場代理人 1 人につき 3 件まで兼任することができるものとする。ただし、前条第 1 項第 5 号に該当する工事については、兼任する工事件数に含まないものとする。

- (1) 兼任する工事が全て富里市発注の工事であること。
- (2) 公告、指名通知書又は特記仕様書等において現場代理人の兼任を禁じていないこと。
- (3) 兼任するそれぞれの工事が 1,000 万円未満（当該工事が建築一式工事である場合にはそれぞれ 2,500 万円未満）の予定価格であること。

- (4) 兼任する期間中はいずれかの現場に常駐し、緊急時には現場に急行できること。
- (5) 本市以外の発注機関の工事において現場代理人として届出を行っていないこと。
- (6) 調査基準価格を下回る価格により落札したものでないこと。
- (7) 特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。

(現場代理人を兼任させる場合等の事務)

第4条 請負者が現場代理人の兼任を行う場合は、兼任を希望する工事の工事担当課長に対し、次の各号により届出を行うものとする。

(1) 契約締結時の書類について

ア 請負者は、現場代理人の兼任の有無に関わらず、富里市建設工事請負契約約款第11条各号に規定する届出を行うものとする。

イ 請負者は、契約継続中の工事に届出ている現場代理人を新たな工事の契約締結の際に兼任させることを希望する場合、現場代理人兼任届（別記第1号様式）を請負っている全ての工事担当課長に提出しなければならない。

(2) 兼任の解除及び変更について

ア 兼任している一方の工事が完成(本市へ引渡後)した場合等、現場代理人の兼任の必要がなくなったときは、当該工事以外の契約継続中の兼任している全ての工事担当課長に現場代理人兼任解除届（別記第2号様式）を提出しなければならない。

イ 設計変更により、兼任している一方の工事の請負金額が1,000万円以上（建築一式工事である場合には2,500万以上）となった場合については、当該工事を優先して現場代理人として専任しなければならない、当該工事の担当課長に現場代理人兼任解除届（別記第2号様式）を提出しなければならない。

ウ 兼任していた現場代理人がイに該当することとなった場合、イを除く契約継続中の工事について、新たな現場代理人が兼任する場合には、現場代理人兼任変更届（別記第3号様式）を当該工事の担当課長に提出しなければならない。

エ 病気・死亡・退職・その他それぞれの工事担当課長が特別と認める事由により別の者が引き続き兼任する場合、兼任する工

事担当課長に現場代理人兼任変更届（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(3) その他届出について

請負者は、現場代理人の兼任に関わらず、全ての工事において富里市建設工事適正化指導要綱第12条に定める届出を適用する。

（現場代理人の責任）

第5条 現場代理人は兼任する一方の工事現場に従事している時であっても、他方の現場代理人の契約上の職任を免じるものではない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。